

議案第 101 号

流山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月6日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 成年被後見人であることを理由に一律に印鑑の登録を受ける  
ことができないとしている規定について、意思能力の有無を個  
別的・実質的に判断するよう適正化するためである。

流山市印鑑条例の一部を改正する条例

流山市印鑑条例（昭和56年流山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。